

水の恵みを未来へつなぐ交付金交付要領

第1 趣旨

この要領は、水の恵みを未来へつなぐ交付金交付要綱（以下「要綱」という。）第20の規定により必要な事項を定めるものとする。

第2 事業の実施基準

- 1 要綱第2第1号に規定する「発電所」とは、発電所建屋又は水車本体を指すものとする。
- 2 要綱第2第2号に規定する「着工」は、建設工事を含む契約が締結されている場合をいう。
- 3 要綱第3に規定する事業は市町村が自ら行政サービスとして実施する、又は実施するビジョンのある事業とし、民間のみのサービスを前提とした事業は対象としない。なお、実現可能性調査及び実証事業を含む。
- 4 要綱第3に規定する「市町村が実施主体となり」は、他の市町村等と共同で実施する場合を含む。
- 5 要綱第3に規定する「効果が発電所所在地域に及ぶことが認められる」とは、市町村全域を対象とする事業を含む。

第3 交付申請

要綱第6により分割して交付を受けようとする場合、交付申請は毎年度行うものとする。

第4 企業局による支援

要綱第9に規定する支援チームの設置に関し必要な事項は、経営推進課長が定める。

第5 様式

- 1 交付金事業計画書
要綱第7に規定する交付金事業計画書は、様式第1号及び別紙（様式第1号関係）によるものとする。
- 2 交付申請
要綱第8に規定する交付金交付申請書は、様式第2号によるものとする。
- 3 事前着手
要綱第11に規定する交付金交付事業事前着手届は、様式第3号によるものとする。
- 4 変更承認申請等
要綱第12に規定する書類は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める様式によるものとする。
 - (1) 交付金事業内容変更承認申請書 様式第4号及び別紙（様式第4号関係）

(2) 交付金事業中止（廃止）承認申請書 様式第 5 号

5 交付申請取下

要綱第 13 に規定する交付申請取下書は、様式第 6 号によるものとする。

6 実績報告

要綱第 15 に規定する交付金実績報告書は、様式第 7 号及び別紙（様式第 7 号関係）によるものとする。

7 交付請求

要綱第 17 に規定する交付金交付請求書は、様式第 8 号によるものとする。

第 6 その他

要綱及びこの要領の定めにより難い事象が発生した場合は、企業局及び市町村協議の上対応を決定する。

附 則

この要領は、令和元年 9 月 25 日から適用する。

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

この要領は、令和 5 年 3 月 30 日から適用する。